

## 診療放射線技師教育の将来を考える — 新指定規則への期待 —

熊代 正行

公益社団法人日本診療放射線技師会 副会長



医療が高度に専門的かつ日進月歩で発展していく中で、医療に関する責任は医師に集中し、関連の医療職の法体系が作られているのが現状である。この法体系の下で、医療関係職種的能力をいかに発揮する医療提供体制を作るのが、今後、取り組むべき重要課題である。絶対的医行為に該当しない「診療の補助」について、業務の中で制限を強調していくのか、チーム医療として関係職種力を十分に発揮していくのかで、国の医療政策や提供する医療の質が大きく変わるものと思われる。

このような中、医療専門職の養成所におけるカリキュラムの見直しが行われている。このたび、理学療法および作業療法の専門カリキュラムの見直しが行われた。高度化する医療ニーズに対応し、保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に則した理学療法ならびに作業療法を実践するために、現行の93単位から101単位に大幅に改定された。この中で、専門基礎分野として栄養学・臨床薬学・画像診断学・救急救命医学・予防等の基礎知識が必要なことから、「栄養・薬理・画像・救急救命・予防等の基礎」を必修化し2単位が追加された。特に対象疾患が多様化していることから、より安全かつ効果的な理学療法が提供できるよう「画像評価」を必修化し1単位が追加された。画像診断に必要な情報を提供し、その業務に深く関連するわれわれの職種よりも先行して「画像評価」が必修化されたことは注目に値し、大いに評価したい。

われわれの指定規則は、2015年3月に業務拡大に伴う指定規則の見直しが行われ、93単位から95単位に改定されたが全面的な改正に至っていない。本会は、将来の診療放射線技師のあるべき姿として、指定規則の大幅な見直しを提案し、全国診療放射線技師教育施設協議会と2年間にわたる協議を重ねてきた。このたび合意に至り、要望書を厚生労働省に提出するに至った。要望書への記載事項として、参加型の臨床実習に向けた単位数の増加と専門分野に画像診断・技術学（名称未定）を新たに追加することが合意された。これを受けて、厚生労働省内に専門委員会が創設され、診療放射線技師学校養成所指定規則の見直し案が検討される運びとなった。

この新指定規則が審議を経て承認された暁には、読影の補助に必要とされる画像診断に関する学問が必修科目となり、現状の医療体制に則した新しい内容を含む出題基準が創設され、国家試験が実施されることになる。今後、各養成機関は画像診断に必要な基礎教育を行い、将来は人工知能をも駆使できる学生を輩出されることを期待する。

業務拡大の主たる目的は、チーム医療を推進し、現状の医療提供体制の充実を図ることであり、一部の診療放射線技師に業務やリスクが集中するのではなく、全ての診療放射線技師の能力を底上げすることである。現在、統一講習会が全国展開されているところであり、平成32年度から実施される新教育カリキュラムによる国家試験と同等のライセンスと見なすのであれば、新たに不足する科目の履修が必須であり、次期新指定規則に対応するためにも避けては通れない通過点であることは明白である。

今後は、これらの研修を受けた診療放射線技師を対象とし、読影の補助が適格に実施できる診療放射線技師を認定する制度を創設することで担当する技師の責任感が強まり、医師や他の医療専門職から信頼され、より国民に安心される医療を安全に提供ができると思われる。そして同時に、さらなる業務拡大に向けて技師法の改正が望まれるところである。